「職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告」の概要

佐賀県人事委員会

☆ 勧告のポイント

期末・勤勉手当を引下げ

期末・勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引下げ(4.50 月分⇒4.45 月分) 引下げ分は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

公民の給与較差に基づく給与改定

1 職種別民間給与実態調査

企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 341 事業所から無作為に 153 事業所を抽出し調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給に関する調査を実地によらない方法で先行実施(調査完了 139 事業所、調査完了率 90.8%)

2 公民給与の比較

<期末手当・勤勉手当>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数とを比較したところ、職員の支給月数(現行4.50月)は、民間の支給割合(4.43月)を上回る

3 改定の内容

<期末手当・勤勉手当>

民間における特別給の支給割合に見合うよう、4.50 月分を4.45 月分へ引下げまた、引下げ分は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12 月期
令和2年度	期末手当	1.30 月(支給済み)	1.25 月(現行1.30月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
令和3年度	期末手当	1.275月	1.275月
以降	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

令和2年12月1日